

和書（歌合 平安時代）

一 前期は類聚歌合十卷本を中心とし、その編成に従ひ陽成院歌合（十卷本寫本）以下二十三部

二 後期は時代順に若狹守通宗朝臣女子達歌合以下二十一部

第三十二回 昭和二十四年六月

和書（歌合 鎌倉・室町時代）

一 鎌倉時代は文治二年衆議判歌合以下、永享四年石清水社歌合に至る四十五部

二 室町時代は貞治六年新玉津島社歌合より文龜歌合に至る十八部

三 他に特殊歌合として自撰・撰歌・詩歌合等二十三部

第三十三回 昭和二十四年九月

和書（法制史）

古活字版十七條憲法、保安二年寫類聚符宣抄以下、明治憲法草案に至る法制史料四十二部

第三十四回 昭和二十四年十月

和書（續群書類從）

續群書類從の編纂の過程を、本寮藏原本を中心として、蒐集古寫本、版本、保己一時代の書寫校合本、忠實時代の書寫校合本、取捨考勘本、忠昭時代の書寫校合本に分ち、更に續群書類從の祖本となつた諸家本等を展示した。

第三十五回 昭和二十四年十一月

編修課事業概要

機構の沿革

當編修課の機構は、夙に明治三年閏十月太政官中に御系圖取調掛を設けて、専ら皇室の御系譜を調査編修せしめられたのに由來する。この事

和漢洋善本

一 繪卷物 室町期寫住吉物語、傳岩佐又兵衛筆小栗等五部

二 記錄類 伏見宮本權記（平安末期寫）以下、古寫本原本四部

三 和漢洋古版本 北宋版御注孝經以下、支那・朝鮮・本邦版十部

四 古鈔本 大治三年寫一切經音義等三部

第三十六回 昭和二十五年四月

百人一首・自讃歌

一 百人一首は本文・注釋・繪本に分け、本文は異本百人秀歌以下五部、注釋は應永十三年奥書百人一首以下、舊注新注三十九部、繪本

五部

二 自讃歌は本文三部、注釋六部

第三十七回 昭和二十五年六月

圖書寮本の藏書系列的展示會の第一回として次の各家本を展示した。

一 壬生家本 自筆本匡遠宿禰記以下歷世日乘、官務職掌文書、所領

關係等二十七部

二 平田家本 職忠以下の日記、有職資料等二十部

三 柳原家本 歷世日記の外、水左記正本以下の紀光の蒐集傳來本、續史愚抄以下紀光の編纂部類等十八部

四 白川家本 雅業王記正本以下日記、職掌、所領關係二十三部

（大窪太朗記）

業はやがて太政官の修史局乃至修史館の手を経て、同十年十月宮内省に移管せられ、初め侍講局に屬したが、同十七年八月圖書寮が創設されるや、御系譜課を置いて、その事務を引繼ぐ事となつた。次いで同四十一

年四月御系譜課を改めて編修課と爲し、且つ分課規程を設けて、新たにその職掌を皇統譜に關する事項と、天皇及び皇族の實錄編修に關する事項その他と定められ、やがて王族及び公族の實錄編修に關する事項が追加せられた。爾後職掌の内容に若干の推移變遷を経て現在に及び、目下當課に於ては編修・調査二係の下に、從來の皇統譜に關する事項と、天皇皇族の實錄編修に關する事項の外に、更に皇室に關する一般歴史的研究所調査と、陵墓に關する調査考證等の事務を掌つてゐる。

事業の概要

この間に遂行した諸事業の内容を要約すれば、凡そ(A)皇室御系譜に關する調査編修、(B)天皇皇族及び王公族に關する實錄の編修、(C)皇室に關する一般歴史的研究所調査の事業に三大別される。次にその主要なる業績を列擧すれば左の如くである。

(A) 皇室御系譜に關する調査編修

一 皇統系圖

一 冊

神代並に神武天皇以降明治天皇に至るまでの皇統の系譜である。明治三年太政官中に御系圖取調掛が置かれるや、爾來これが編修に着手し、同五年に初稿、翌六年に再稿、同八年に至つてその第三稿が成つた。なほこれに關聯して皇統系圖證註五冊、その他の關係書が順次編纂されてゐる。

二 皇親系圖

九 冊

各天皇毎に係けて記した皇親の系譜にして、一に皇親系とも稱せられてゐる。収むる所は瓊々杵尊以下三代並に神武天皇以降明治天皇に至る御歴代の皇親に關する八冊と、別に附録として伏見・桂・有栖川・閑院の所謂四親王家に關する一冊がある。前記皇統系圖に續いて編修されたもので、明治十年七月修史館第二局に於て完成した。

三 皇統譜

六十一冊

神代並に神武天皇以降孝明天皇に至るまでの皇統の系譜にして、皇統

譜皇帝五冊・附引用書目一冊、皇統譜皇后二冊・附引用書目一冊、皇統譜皇親五十冊・附目次二冊より成る。皇室御系譜編修の事業が圖書寮に移管されるや、明治二十四年以來御系譜課に於ては従前の御系圖に改訂を加へて、新たに皇統譜の編纂に着手し、同二十八年六月先づ皇帝譜を竣功して、御手許へ上進した。續いて皇后譜及び皇親譜の編纂に着手し、前者は同二十九年に、後者は大正五年に夫々完成を見るに至つた。

六十九冊

皇帝譜徵五冊、皇后譜徵四冊、皇親譜徵六十冊より成り、前項皇統譜の徵證として、互に相關聯して編纂せられたものである。

五 皇統譜料

六百冊

前記の皇統譜編纂の資料集にして、皇帝譜料二百五十冊、皇后譜料八十八冊、皇親譜料二百六十二冊より成る。

六 皇統譜稟議案

二百二十八冊(謄寫版)

大正十五年十月新たに皇統譜令が公布されるや、爾來當課皇統譜掛は之に準據して新皇統譜の編修に着手し、順次原案の作成を修了して、これを謄寫版に附し、更に昭和十年以降慎重審議を重ねて同十九年に及んでゐる。この稟議案の所収内容は神武天皇より孝明天皇に至る御歴代と光嚴・光明・崇光・後光嚴・後圓融の五天皇に係り、御歴代毎に大統譜と皇族譜の二部に分ち、大統譜には天皇及び后位にあつた方を、皇族譜にはその皇親を収めてゐる。

七 皇統譜存徵

未完

前項皇統譜稟議案の徵證として、昭和十二年六月以降これが編纂に着手した。然るに未だ完成に至らずして同二十年八月戰災に遭ひ、稿本の大多數を焼失して、現在事業中止の已むなきに至つてゐる。

(B) 天皇皇族及び王公族に關する實錄の編修

一 天皇皇族實錄

二百八十六冊(印刷)

神武天皇より孝明天皇に至る歴代天皇並に光嚴・光明・崇光・後光嚴・

後圓融の五天皇と、皇后以下後宮及び皇親・皇親妃（但し四親王家を除く）に關する御事蹟を、記錄文書等百般の資料に據つて編年體に記載した實錄である。全て三千五十方を収め、本文二百八十五冊（總頁數六九一九四頁）と總目錄一冊より成る。大正九年五月より當課實錄掛に於て編修に着手し、昭和十一年十二月脱稿したが、この間昭和六年より印刷を始め、同十九年七月これを完了した。

二 四親王家實錄

二百八十九冊（稿本）

伏見宮・桂宮・有栖川宮・閑院宮の所謂四親王家に屬する方々の御事蹟を、諸資料に據つて紀事本末體に記述したものである。収むる所は各宮家の初代より、下限は大正初年迄に薨去或は臣籍降下された御方に及び、本文三十五冊、參照資料二百五十四冊より成る。大正九年三月より着手して、同十三年九月に一應の編修を了したが、未だ定稿ではない。

三 大正天皇實錄

九十五冊（タイプ謄寫）

大正天皇御一代の御事蹟を編年敘述體を以て記した實錄にして、本文八十五冊（總頁數五〇八六頁）、御年譜二冊、索引七冊、正誤表一冊より成る。昭和二年七月當課大正天皇實錄部に於て編修に着手し、同十二年十二月に至り完成した。なほこの外にその依據資料たる資料稿本二百十八冊がある。

四 明治以後の皇族實錄

未完

昭和十二年より當課實錄掛に於ては、明治元年以後崩御・薨去し、或は臣籍に降下された皇族の實錄編修を開始し、昭憲皇太后を始めとして七十餘方につき編纂を行つた。然るに同二十年八月戰災により、その稿本及び蒐集資料の過半を焼失し、爾後これを中止してゐる。現在は昭憲皇太后實錄（四十六括）の外に、明治天皇皇子女八方（七冊二括）、今上天皇皇女一方（一冊）及び閑院宮・伏見宮・山階宮・久邇宮・梨本宮・東久邇宮の各宮家所系の皇族二十八方（二十括）に關する實錄の稿本及び資料が残存してゐる。

五 朝鮮王公族實錄

四十六冊

李太王・李熹公・李垓公三方の實錄にして、李太王實錄三十冊、李熹公實錄九冊、李垓公實錄七冊より成る。大正八年より着手し、同十二年十一月編修を了した。

六 公刊明治天皇御紀

未完

明治天皇御一代の御事蹟に係る同御紀の編纂は大正四年以來臨時帝室編修局に於て行はれ、昭和八年九月本文二百六十卷（編年敘述體）を編成して之を上呈した。爾後更に引續いて一般公刊の爲に専ら紀事本末體による明治天皇紀の執筆に着手し、一應の稿本を得たが、未だ定稿を見るに至らずして終つた。仍つて昭和十四年この事業が圖書寮に移管されるや、同十六年以降公刊明治天皇御紀編纂部に於てその業務を繼續し、銳意新稿本の作成に従ひ、通計二十七章を脱稿した。然るに同二十年八月戰災に因り襲藏參考圖書の大部分を焼失し、同二十一年四月には同御紀編纂部も閉鎖せられ、現在は未完のまま事業中止の已むなきに至つてゐるのである。

(C) 皇室に關する一般歴史的研究調査

三十五冊（タイプ謄寫）・附史料八冊・參考附圖十六冊

一 有職故實調査書
由來有職故實に關しては専門書の完備したものがなく、又その實際を知る故老有職の士も次第に物故して、漸くその遺風も絶える有様なので、茲に歴史的研究をなすと共に、他面その舊慣を傳へんがために、昭和二年當課内に職調查部を設けて、これが研究調査に當る事となつた。かくして同年七月から同十二年十二月に至つたが、この間に調査を遂げた成績内容は次の如くである。

イ 服飾關係（宮廷服飾概史・東帶沿革概史・女子朝服沿革考・未成年者服飾沿革考等十項目）
十一冊・附史料七冊

ロ 吉凶儀禮關係（吉凶儀禮沿革概史生誕及着袴以前篇・同元服篇・同裳着篇・同婚姻篇・同凶禮篇等八項目）
八冊・附史料一冊

ハ 調度關係（御帳臺考・二階厨子及二階棚考・几帳及壁代考・坐臥具考・清涼殿鋪設の研究等十六項目）

十七冊（内一冊戰災にて焼失）・附參考附圖十六冊

なほこの外、舊堂上華族の有職家・舊侍從・舊女官・専門諸家の許に出張し、或は之を招致して、服飾・般故實・宮廷に於ける年中行事乃至慣習や、堂上家の年中行事等の有職故實に關する七十六項目につき、その談話を聴取した記録八十冊（目錄共）を作成し、又參考資料として天皇御裝束圖解・女房裝束裁縫抄・山科家裝束勘文・禮服着用圖等六十七點を蒐集してゐる。

二 現行宮中行事調査書

四十一冊（タイプ謄寫）

前記有職故實の調査に引續き、當課内に年中行事調査部を設けて、昭和十三年一月より、更に宮中に於ける現行の恒例年中行事に關する調査を開始し、同十五年六月を以て終了した。この間に於ける調査成績は、四方拜・祈年祭・神嘗祭・新嘗祭・賢所御神樂等の神事、新年朝賀・紀元節・天長節・立太子式等の儀式、政始・新年宴會・講書始・歌會始・五節會・觀櫻會・觀菊會等の行事、春日祭・賀茂祭・石清水祭の勅祭等に關する三十五項目に互り、夫々現制に至る迄の起原・沿革を記したものである。本文四十冊と目錄一冊とより成る。

三 皇宮離宮調査書

未完

前項の事業に引續いて、當課内に皇宮離宮調査部を設け、昭和十五年七月以降現京都御所・仙洞御所・大宮御所及び桂離宮・修學院離宮の調査に着手した。この中、京都御所のみは紫宸殿・清涼殿・長橋局・小御所・御三間及び御献間・建禮門・宜秋門等の如く各御殿・御間・御門毎に項を分つて二十四項目とし、仙洞御所以下については夫々一項目を立て、これ等二十八項目に關する歴史的研究と明治以後の變遷乃至用途にまで及んで調査した。而して一應の稿本（未定稿も含む）を得たが、昭和二十年八月戰災に因つてその半ばを焼失し、現在は總説二冊に十五項目十五冊の計十七冊と、資料六冊・參考附圖二十五冊を残存してゐる。

四 皇親稱謂索引

二冊（タイプ謄寫）

當課に於ける執務上の必要から、皇親の諱・異稱によつて、その出自と他の稱謂を検索する爲に作製したものである。明治以前の御方については大正末年に皇親譜徵に據り、明治以後の御方に關しては昭和二年九月に皇統譜に據つて夫々編纂したものである。

五 天皇皇族稱謂索引

六冊（稿本）

前記の皇親稱謂索引はその表題の示す如く登載の範圍を皇親に限り、且つ戰災に因つて常備のものも僅に一二部を残すに止まつた。仍つて戰災復舊も兼ねて、新たに天皇・皇后・後宮及び皇親・皇親妃の全部を含む稱謂索引の編修を企圖し、昭和二十一年一月より着手して、同二十三年十二月に稿を終へた。所収の御方は總數三千二百八十餘方に上り、稱謂の資料は主として天皇皇族實錄及び四親王家實錄に據つたが、その他にも能ふる限りは之を採集し、且つ出自等も附して編纂した。

六 陵墓の調査考證

昭和二十一年四月以降舊諸陵寮の事務を當部が所管するに至るや、同寮考證課の主務であつた陵墓の調査考證は當課で取扱ふ事となつた。

因に同課に於て嘗て調査作成した主要なる業績には、陵墓の勘註・陵籍墓籍（案）・御陵の見取圖・陵墓の平面圖・陵墓の御石塔實測圖・陵志墓志（未完）等がある。

七 皇室制度の歴史的研究調査

大正九年以來帝國學士院に於て編纂されつゝあつた皇室制度史は、第一編天皇編第四章迄を公刊し、以下は未刊のまゝに事業を中止するに至つた。仍つて當課に於ては昭和二十四年七月以降、既に同院に於て着手してゐた第二編后妃編、第三編皇族編迄の完結を圖ると共に、他面その豫定綱目の一であつた「皇室儀制」に關する歴史的研究調査の事業を新たに開始し、現在は主として之が資料の蒐集に努めてゐる。